

# 佐野市政策審議会条例

平成 17 年 6 月 28 日  
条例第 230 号

(設置)

第 1 条 市の重要政策を調査審議するため、佐野市政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項等)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、重要政策に関する事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、必要がある場合には、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、専門的事項を審議し、又は調査研究するため専門部会を置くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。